

判決年月日	平成25年12月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成25年（行ケ）第10109号		
○ 発明の名称を「経路広告枠設定装置、経路広告枠設定方法及び経路広告枠設定プログラム」とする発明につき、容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決がなされたところ、この審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

原告は、発明の名称を「経路広告枠設定装置、経路広告枠設定方法及び経路広告枠設定プログラム」とする発明につき特許出願したが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したところ、請求不成立の審決がなされた。審決の理由は、本願発明は、特開2002-156234号公報（引用例1）に記載された発明（引用例1発明）、特開2004-30571号公報（引用例2）の記載事項及び周知事項に基づいて、当業者が容易に発明することができたというものである。

本件は、原告がこの審決の取消しを求めた事案である。

原告は、取消事由として、手続違背（取消事由1）、引用例1発明の認定の誤り（取消事由2）、一致点及び相違点の認定の誤り（取消事由3）、引用例2の記載事項の認定の誤り（取消事由4）、容易想到性の判断の誤り（取消事由5）を主張した。これに対し、本判決は、引用例2の記載事項の認定及び容易想到性の判断（取消事由4、5）について、「広告枠を地図上のエリアに設定し、広告主が供給する広告情報と地図上のエリア情報の対応関係をデータベースに記憶し、現在位置が含まれる地図上のエリアに対応した広告情報をデータベースから読み出して、ナビゲーション装置に送信するという発明である引用例1発明と、通行可能な道路沿いの特定位置を「仮想広告掲示板」の位置として指定し、位置を通過するエンドユーザに広告メッセージを伝えるとの引用例2に記載された技術事項を組み合わせたとしても、本願発明における地図上の経路に広告枠を設定するとの構成に至ることはない。また、引用例1発明に引用例2の記載事項を組み合わせても本願発明における上記構成に至らない以上、経路を線描写によって設定することが周知事項であったとしても、引用例1発明に引用例2の記載事項及び上記周知事項を組み合わせることにより本願発明の上記構成に至ることはない。」と判断し、相違点の構成とすることが当業者において容易になし得ることであるとした審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。